大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

新旧対照表

現行	改正案
大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱 目次 　第１章から第５章（略） 　第６章　雑則（第６６条） 第１条から第２条（略） （一般原則） 第３条　指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 ２　指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 ３　指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。 第４条から第２７条（略）	大分市介護予防･日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱 目次 　第１章から第５章（略） 　第６章　雑則（第６６条・第６７条） 第１条から第２条（略） （一般原則） 第３条　指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 ２　指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 ３　指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 ４　指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 第４条から第２７条（略）

大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

新旧対照表

現行	改正案
（勤務体制の確保等） 第２８条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供できるよう、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。 ３　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症ケア、介護予防等に関する研修の機会を確保しなければならない。	（勤務体制の確保等） 第２８条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供できるよう、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。 ３　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等に関する研修の機会を確保しなければならない。 ４　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、適切な介護予防訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第２８条の２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

新旧対照表

現行	改正案
（衛生管理等） 第２９条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	（衛生管理等） 第２９条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 ３　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2)　当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3)　当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
（掲示） 第３０条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第２６条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	（掲示） 第３０条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第２６条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護予防訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、

大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

新旧対照表

現行	改正案
	これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
第３１条から第３４条（略）	第３１条から第３４条（略）
（地域との連携） 第３５条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	（地域との連携等） 第３５条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護予防訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。
第３６条　（略）	第３６条　（略）
（新設）	（虐待の防止） 第３６条の２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 ⑵　当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

新旧対照表

現行	改正案
	⑶　当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第３７条から第４４条（略）	第３７条から第４４条（略）
（準用） 第４５条　第８条から第３９条までの規定（第２７条を除く。）は、訪問型サービスＡの事業について準用する。この場合において、第８条第１項、第１８条、第２２条、第２４条、第２５条第３項第５号から第７号までの規定、第２８条、第２９条第１項及び第３０条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問事業従事者」と、第２５条第３項中「サービス提供責任者（第５条第２項に規定するサービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者（第４１条第２項に規定する訪問事業責任者」と、「訪問介護員等（サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業従事者（訪問事業責任者」と、第３８条第２項第１号中「介護予防訪問介護相当サービス計画」とあるのは「訪問型サービスＡ計画（第４４条の規定により訪問型サービスＡ計画を作成した場合に限る。）」と読み替えるものとする。	（準用） 第４５条　第８条から第３９条までの規定（第２７条を除く。）は、訪問型サービスＡの事業について準用する。この場合において、第８条第１項、第１８条、第２２条、第２４条、第２５条第３項第５号から第７号までの規定、第２８条、第２８条の２第２項、第２９条第１項及び第３項、第３０条並びに第３６条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「訪問事業従事者」と、第２５条第３項中「サービス提供責任者（第５条第２項に規定するサービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者（第４１条第２項に規定する訪問事業責任者」と、「訪問介護員等（サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業従事者（訪問事業責任者」と、第３８条第２項第１号中「介護予防訪問介護相当サービス計画」とあるのは「訪問型サービスＡ計画（第４４条の規定により訪問型サービスＡ計画を作成した場合に限る。）」と読み替えるものとする。
第４５条の２から第５２条（略）	第４５条の２から第５２条（略）
（勤務体制の確保等） 第５３条　介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	（勤務体制の確保等） 第５３条　介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サー

大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

新旧対照表

現行	改正案
２　介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護従業者に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症ケア、介護予防等に関する研修の機会を確保しなければならない。	ビス事業所ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護従業者に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等に関する研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての介護予防通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ４　介護予防通所介護相当サービス事業者は、適切な通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第５４条から第５５条（略）	第５４条から第５５条（略）
（衛生管理等） 第５６条　介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ２　介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	（衛生管理等） 第５６条　介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ２　介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　当該介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防

大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

新旧対照表

現行	改正案
	及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所介護従業者に周知徹底を図ること。 ⑵当該介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ⑶　当該介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
第５７条（略）	第５７条（略）
（新設） | （地域との連携等）
第５７条の２　介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
２　介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
３　介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。 |
（準用）
第５８条　第８条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２３条、第 | （準用）
第５８条　第８条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２３条、第 |

大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

新旧対照表

現行	改正案
２４条、第３０条から第３７条まで及び第３９条の規定は、介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第２６条」とあるのは「第５２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第２４条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第３０条中「第２６条」とあるのは「第５２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。	２４条、第２８条の２、第３０条から第３４条まで、第３６条、第３７条及び第３９条の規定は、介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第２６条」とあるのは「第５２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第２４条及び第２８条の２第２項中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第３０条第１項中「第２６条」とあるのは「第５２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第３６条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。
第５８条の２から第６３条（略）	第５８条の２から第６３条（略）
（準用） 第６４条　第８条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２３条、第２４条、第３０条から第３７条まで、第３９条、第５０条から第５７条までの規定は、通所型サービスＡの事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第２６条」とあるのは「第６４条において準用する第５２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所事業従事者」と、第２４条中「訪問介護員等」とあるのは「通所事業従事者」と、第３０条中「第２６条」とあるのは「第６４条において準用する第５２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所事業従事者」と、第５７条第２項第１号中「介護予防通所介護相当サービス計画」とあるのは「通所型サービスＡ計画（第６３条の規定により通所型サービスＡ計画を作成した場合に限る。）」と読み替えるものとする。	（準用） 第６４条　第８条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２３条、第２４条、第２８条の２、第３０条から第３４条まで、第３６条、第３７条、第３９条、第５０条から第５７条の２までの規定は、通所型サービスＡの事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第２６条」とあるのは「第６４条において準用する第５２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所事業従事者」と、第２４条及び第２８条の２第２項中「訪問介護員等」とあるのは「通所事業従事者」と、第３０条第１項中「第２６条」とあるのは「第６４条において準用する第５２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所事業従事者」と、第３６条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「通所事業従事者」と、第５７条第２項第１号中「介護予防通所介護相当サービス計画」とあるのは「通所型サービスＡ計画（第６３条の規定により通所型サービスＡ計画を作成した場合に限る。）」と読み替えるものとする。

大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

新旧対照表

現行	改正案
第６５条（略）	第６５条（略）
（新設）	（電磁的記録等） 第６６条　指定事業者及び介護予防訪問介護相当サービス等の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１１条第１項（第４５条、第５８条及び第６４条において準用する場合を含む。）及び第１９条（第４８条、第５８条及び第６４条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　指定事業者及び介護予防訪問介護相当サービス等の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。
（補則） 第６６条　この要綱に定めるもののほか、介護予防訪問介護相当サービス等の基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。	（補則） 第６７条　この要綱に定めるもののほか、介護予防訪問介護相当サービス等の基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則 この要綱は、平成２９年２月３日から施行する。	附　則 この要綱は、平成２９年２月３日から施行する。

大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

新旧対照表

現行	改正案
附　則 （施行期日） １　この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。 （経過措置） ２　この要綱の施行の際現に介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者である者に係る改正前の大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第５条第４項第４号の規定は、平成３１年３月３１日までの間、なおその効力を有する。	附　則 （施行期日） １　この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。 （経過措置） ２　この要綱の施行の際現に介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者である者に係る改正前の大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第５条第４項第４号の規定は、平成３１年３月３１日までの間、なおその効力を有する。 附　則 （施行期日） １　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。 （虐待の防止に係る経過措置） ２　この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月３１日までの間、この要綱による改正後の大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（以下「新要綱」という。）第３条第３項及び第３６条の２（新要綱第４５条、第５８条及び第６４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置） ３　施行日から令和６年３月３１日までの間、新要綱第２８条の２（新要綱第４５条、第５８条及び第６４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるも

大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

新旧対照表

現行	改正案
	のとする」とする。 （指定事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置） ４　施行日から令和６年３月３１日までの間、第２９条第３項（新要綱第４５条及び第６４条において準用する場合を含む。）及び第５６条第２項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） ５　施行日から令和６年３月３１日までの間、新要綱第５３条第３項（新要綱第６４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。